

第3次 福井市地域福祉活動計画

平成29年度～平成33年度

基本理念

力を合わせて
地域福祉で安心して暮らせるまちづくり



第3次福井市地域福祉活動計画

平成29年3月発行

編集・発刊

 社会福祉法人 福井市社会福祉協議会

(平成29年3月31日まで) 〒910-0019 福井市春山2丁目7-15
(平成29年4月1日より) 〒910-0018 福井市田原1丁目13-6
福井市民福祉会館(フェニックス・プラザ1階)

TEL (0776) 26-1853 / FAX (0776) 26-9109

E-mail : info@fukuic-shakyo.jp

URL : <http://www.fukuic-shakyo.jp/>

 社会福祉法人 福井市社会福祉協議会

はじめに

介護保険制度や新しい理念のもとでの社会福祉法（注記1）が始まってから17年が過ぎました。福井市域における住民の暮らしをみると、地域福祉（注記2）活動が活発化する一方で、地域から孤立した世帯や孤立している人がいることも実態として浮かび上がっています。

最近では、「地域包括ケア」という考え方にに基づき、高齢者が自分らしい暮らしを人生の最期まで住み慣れた地域で続けることができるよう、医療・介護・住まい・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域づくりが求められています。

また、平成27(2015)年に厚生労働省が提示した「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン～」(新福祉ビジョン)では、これまでのように分野ごとに相談・支援を提供しても、必ずしも十分な対応とは言えない状況が生じているため、すべての人が、年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援を受けられる地域づくりを進めることが求められています。

このような点を踏まえ、福井市域における見守りや支え合い、人と人とのつながりを維持向上していくための行動計画を民間レベルから地域福祉の推進を見据えた「第3次地域福祉活動計画」として策定し、市民、関係者、行政などの皆さまと一緒に推進していきます。

平成29年3月

社会福祉法人 福井市社会福祉協議会

（注記1）社会福祉法

日本の社会福祉の目的・理念・原則と対象者別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律。1951(昭和26)年制定の社会福祉事業法が前身で、社会福祉基礎構造改革によって2000(平成12)年に全面改正されて、法律名も改称した。1) 利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、2) サービスの質の向上、3) 社会福祉事業の充実・活性化、4) 地域福祉の推進を柱にした。

（注記2）地域福祉

それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、自助、共助、公助で、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方をいう。

目次

はじめに

第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって

- ① 計画策定の趣旨と背景 4
- ② 第3次地域福祉活動計画の策定 4
- ③ 計画の期間 5
- ④ 計画の位置づけ 6

第2章 地域福祉活動の現状と課題

- ① 地域福祉活動の現状 7
- ② 今回抽出した課題及びニーズ 10

第3章 第3次地域福祉活動計画の基本的な考え方

- ① 計画の基本理念と基本目標 13
- ② 計画の体系 15

第4章 活動の柱と取り組み

活動の目標1 ひとづくり

- 1-① 見つける 16
- 1-② 育てる 17
- 1-③ 活かす 18

活動の目標2 つながりづくり

- 2-① 出会う 19
- 2-② ふれあう 20
- 2-③ 響きあう 21

活動の目標3 まちづくり

- 3-① 広める 22
- 3-② 支える 23
- 3-③ 高める 24

第5章 計画の推進体制

- ① 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- ② 計画の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

資料編

- ① 策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- ② 課題及びニーズの引用調査、協力団体・・・・・・・・ 30
- ③ 策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- ④ 策定委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

この計画で用いている「用語」について

福井市社会福祉協議会（「市社協」と略して表記）

1951年(昭和26年)に設立され、1965年(昭和40年)に法人化（社会福祉法人）し、現在に至っています。社会福祉法第109条で地域福祉の推進を目的とする団体として位置づけられています。法律に基づく社会福祉協議会は、都道府県を単位にするものと、市区町村を単位とするものがあります。

ブロック地区社会福祉協議会（「ブロック地区社協」と略して表記）

福井市内の49地区社協を8ブロックにまとめて編成し、ブロック内の地区社協がまとまって地域の福祉に関する情報交換や合同研修を行っています。

地区社会福祉協議会（「地区社協」と略して表記）

市内の小学校区（公民館）単位の全49地区に設立されている。住民主体の理念のもと、民生児童委員、自治会、福祉委員、各種団体の関係者によって自主的に運営されています。

団体

悩みや課題を抱える本人や家族が中心となって構成する「当事者団体」、社会福祉施設や福祉サービスを提供する「社会福祉法人」、「ボランティア団体」などを含みます。

第1章

地域福祉活動計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

第3次福井市地域福祉活動計画（以下、「第3次活動計画」という。）は、第2次福井市地域福祉活動計画（以下、「第2次活動計画」という。）の期間（平成23年度から平成28年度まで）終了後、引き続き、誰もが安心して生活できる地域をつくるために、市社協が事務局となり、地域住民や関係機関、専門機関がお互いに協力して地域福祉の推進を目的とする民間の計画として策定します。

福井市は、市街地、新興住宅地、山間部、海岸部と多様な地理的条件、歴史的経緯が異なる49の地区で成り立っています。市内の高齢化率は平成29年2月現在で27%を超え、超高齢社会の到来が見込まれます。また、核家族化や高齢者のみ世帯の増加による家族の支え合いの希薄化や地域コミュニティの衰退といった課題が顕在化しています。このような状況



の中、公的な福祉サービスだけでは地域における福祉課題の解決は困難であり、地域社会の助け合い、支え合いの役割はますます重要となっています。

一方、福井市では平成29年度から平成33年度までの第3次地域福祉計画（以下、「行政計画」という。）の策定を行います。行政計画は福井市における地域福祉の基本的な施策を策定することになっています。

2 第3次地域福祉活動計画の策定

(1) 基本的な考え方

第2次活動計画では、「取り組む施策と柱（18項目）」及び「主な取り組み（84項目）」が細分化されすぎていました。また、福井市からの委託事業や補助事業のなかで地域福祉活動に関係が薄い項目も設けられ、総花的な計画となっていました。

そこで第3次活動計画は、第2次活動計画の振り返りから見えてきた課題や、第2次活動計画策定以降の地域福祉に関わる環境の変化に対応した計画とします。また、地域福祉活動への住民の関心やニーズが高まっていることから、このニーズを的確に見極め、計画に反映します。

そして、福井市における福祉課題を解決するために市社協が担うべき領域と検討研究すべき分野を明らかにするとともに、それぞれの取り組み内容ごとに市社協と一緒にあって関わっていただきたい人や団体を明示した行動計画とします。

(2) 課題及びニーズの抽出方法

今回の地域福祉活動計画の作成にあたっては、下記の二つの方法で課題及びニーズを抽出し、計画に反映しています。

① 既存の調査結果から

市や市社協が行った各種調査(P30参照)のうち、地域福祉活動に関する課題及びニーズを抽出しました。

② 関係機関・団体懇談会から

関係機関・団体との意見交換をしながら幅広い意見等を集約し、その意見を策定委員会に提案、地域福祉活動計画に反映させることを目的に、平成28年5月から8月にかけて関係機関・団体懇談会を次の4分野ごとに開催しました。

- 1) 高齢者分野
- 2) 障がい者分野
- 3) 子ども・子育て分野
- 4) 地域福祉分野

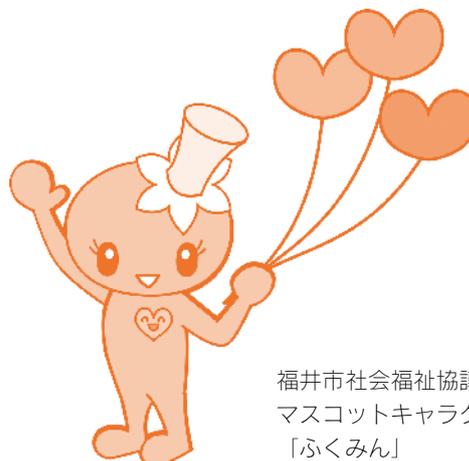
(それぞれの分野で協力いただいた関係機関・団体名は、P30参照)

そして、次の項目で懇談しました。

- 1) 関係機関・団体における現状、課題、今後の方向性
- 2) 地域福祉活動を推進していくために必要なサポート
- 3) 地域におけるつながりや連携の現状確認

3 計画の期間

今回の活動計画の期間は、平成29(2017)年度から平成33(2021)年度までの5年間を見通したものとします。



福井市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
「ふくみん」

4 計画の位置づけ

社会福祉法第107条では、地域福祉を推進するための行政計画として「市町村地域福祉計画」が位置づけられています。一方、同109条では、市社協は地域福祉を推進することを目的とする福祉団体と位置づけられています。

第3次活動計画は、市社協が福井市内の地区社協、社会福祉法人、当事者団体、ボランティア等の民間と力を合わせて具体的な活動や事業を推進する計画とします。



【参考】

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

第2章

地域福祉活動の現状と課題

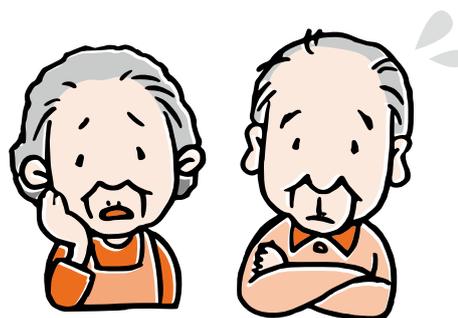
1 地域福祉活動の現状

近年、少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、価値観の多様化、生活不安の増大、犯罪や事件の深刻化などを背景に、地域社会のつながりや、地域に対する関心の希薄化が問題になっています。

また、これらに関連して、孤独死、虐待、認知症高齢者の行方不明、消費者被害、障がい者の地域移行(注記3)、見守りが必要な人の増加など、地域の福祉課題が徐々に拡大しています。

一方、住民の中には、ボランティア活動に関心を持つ人や、退職後に地域を中心とした生活を送ることを望む人が増えています。しかし、これらの人が地域福祉活動の担い手につながっているわけではなく、人材の不足が解消されているわけではありません。

これらのことから、このまま地域の福祉課題を放置しておく場合と今後、地域福祉活動を進展させた場合とでは将来のまちづくりが大きく違ってくる予想します。次ページにこの二つの場合を比較する図をまとめました。



(注記3) 地域移行

障がい者支援施設に入所または病院に入院している人が、自分らしい生活の場を求めて地域での生活に移行する際の相談や支援を行う取り組み。主な支援として、住まいの確保やひとり暮らしに必要なスキルの向上などがある。

私たちの暮らす まち は地域福祉でこ

不安や課題をそのまま放置しておけば…

地域の中での不安や課題

若い世代は、福祉課題に気がつく機会が少ないため、現状を知らせないと協力者は増えない。結局、一部の人だけが踏ん張って活動し続けることになってしまう。将来的には活動がしぼんでいく…



若い世代の力を借りたいけど、若い世代の人にそういうことをお願いしてもいいかわからない。知り合うきっかけが少ないし…

せっかく気持ちがあっても生かせるところがない。地域の中に活躍できる場がないまま日々が過ぎてしまう…



退職後は、地域と関わる生活がしたい！私にどんなことができるのだろうか…

お手伝いしたい気持ちを持つ人は増えても、手助けがほしい人には、うまく結びつかない…

特別なことはできないけれども、ちょっとしたお手伝いならできる。この気持ちを誰に伝えたらいいかわからない…

ひとり暮らし世帯が増えていく中、近所に異変をキャッチし、防ぐ人がいなければ、ますます気がかりな高齢者が増えてしまう…



近所にひとり暮らしや高齢者だけの世帯が多くなった。孤立や消費者被害が心配…

災害時や緊急時に困っていることに気がつかない。安否確認、避難生活での助け合いが進まない…

近所に目の不自由な人が暮らしているんだけど、どうやって関わったらいいんだろう…

本人に意欲や生活力があっても地域の受け皿がない。福祉施設や病院から生活の拠点を移せない…

福祉施設から出て、ひとり暮らしを始めたいけど、近所の人に迷惑をかけずに、うまくお付き合いしながら生活できるだろうか…

困りごとの相談は特別に集まらなくてもインターネット等でやり取りすれば十分という人が多数を占め、結果として孤立してしまう人が生じる。ふだんの生活ではひとりぼっちから抜け出せない…

身近な地域にいつでも気軽に集まれる場所があるといいなあ…



子育てがストレスになり、孤立していく親が増え、子どもへの虐待が増加する…

子育てはわからないことばかり。身近に相談できる人や仲間があるとありがたいのだけど…



地域福祉活動を進めていくと…



▶ 地元での福祉課題に気がつく若い世代が増え、理解者、協力者も増える。そして地域福祉活動が活発になる！

▶ 地域で活躍できるきっかけが生まれ、日頃のつながりやコミュニケーションも進む！

▶ 手助けを求める人とお手伝いしたい人をコーディネートすることができ、助け合いや支え合いが活発な地域になる！



▶ 近所の人たちによるコミュニケーションが増え、気がかりな高齢者が減る！

▶ ふだんからの関わりを持っているので、災害時や緊急時の対応もスムーズになる！

▶ 福祉施設や病院から生活の拠点を移す環境が整い、各地区で自分らしい暮らしをする人が増える！

▶ 新しい出会い、発見、交流が進み、支え合いに発展する機会が増える！

▶ 相談やつながりの機会が増えるとともに、地域の宝として子どもを育て、見守ろうという気運が生まれる。子どもの健全な育成に関わる人が増える！



地域福祉活動として、現在、このような取り組みが進められています

- 声をかけあう「見守り活動」
- 交流を促す「自治会型デイホーム」
- 食を通じてふれあう「食事サービス」
- 見守りを強化する「支え合いマップ」
- 世代を超えたつながりを築く「世代間交流」
- 共に生きる力を育む「障がい理解のための啓発」

など

第3次地域福祉活動計画では、地域福祉活動をより強化するために、**「20の取り組み」**を進めます

くわしい内容は、この計画の16ページ以降をご覧ください

2 今回抽出した課題及びニーズ

このような中、第3次地域福祉活動計画の作成にあたって、既存の調査結果と関係機関・団体懇談会でのヒアリングで課題及びニーズを抽出しました。

また、第2次地域福祉活動計画の策定から引き続き解決の必要な課題も残されています。ここから得た課題やニーズを下記のようにまとめました。

(1) 集う場

身近な地域で外へ出るきっかけとして「場」は重要な役割を果たしています。

地域への貢献、生きがいを求める「活動の場」、安心して過ごせる「居心地の良い場」、ちょっとした困りごとや相談や多くの人と交流できる「相談、交流できる場」が求められています。

ここでいう「場」とはハード面だけでなく、人と人とのつながりや心のよりどころも含めたソフト面の意味合いも含まれています。

今回 見つけた 声

- ▼障がいの有無にかかわらず、対象の垣根のない集まる場所がない（障がい者分野）
- ▼誰もが行きやすい場所づくりが必要（高齢者分野）
- ▼地域内で相談、交流できる場づくりができていない（地域福祉分野）

第2次 活動計画からの 継続課題

- ▼アクティブシニア（元気高齢者）の活躍の場が十分ではない（高齢者分野）
- ▼児童館や公民館で相談できる場づくりが必要（子ども・子育て分野）

(2) 担い手

地域福祉活動を進めるためには、「人」の力は欠かせません。見守り活動も、福祉委員活動も、ボランティア活動も「人」で支えられています。

一方で、人材不足や新たな活動者の発掘の必要性、企業や団体との連携が求められています。そのためには地域に関心を持つ仕掛けを作ることや、人と人、人と場の確に結ぶコーディネートの手法を身に付けた役割の人の育成も求められています。

今回 見つけた 声

- ▼仕事をしている若い人が地区の活動で役割を担っていない（子ども・子育て分野）
- ▼ちょっとした手助けをしてくれる地域の人やボランティアのコーディネートが、地区でできていない（高齢者分野）
- ▼民生委員と福祉委員が連携して十分に見守り活動を行えていない（高齢者分野）
- ▼ボランティア活動について、地域住民は興味関心があるがやりたいことがわからず、自分に適した活動の情報収集できる機会が十分ではない（地域福祉分野）
- ▼役員の高齢化が進み、個々人の負担が増している（高齢者分野）

第2次
活動計画からの
継続課題

- ▼地域福祉活動への協力者の発掘が十分ではない（地域福祉分野）
- ▼企業や法人の社会貢献の意識と地域の福祉ニーズが結びついていない（地域福祉分野）

(3) つながり

地域福祉活動は、住民同士のつながり、孤立している人への支援、組織間、関係者間の連携、障がいがある人への関わり、近隣での助け合い、子どもの成長に対する支援などの「つながりづくり」も期待されています。これらをカバーする地域福祉活動の支援体制も求められています。

今回
見つけた
声

- ▼地域で行事を企画しても、なかなか協力してもらえない。中心となる人たちだけに負担が大きくなっている（地域福祉分野）
- ▼子育てが始まる前から、若い世代が地域と関係性を結べる機会を作れる場が不十分である（子ども・子育て分野）
- ▼SOSを発信することの重要性を伝える場がない（高齢者分野）
- ▼発達や知的障害があっても、できないことばかりではない。できること、役立つこともいっぱいあるが、それを地域で発揮できない（障がい者分野）
- ▼制度に頼りがちで地域の互助を高めることが困難である（高齢者分野）
- ▼乳幼児とその保護者対象の子育て広場など集まりに参加できない保護者に対する支援が必要である（子ども・子育て分野）

第2次
活動計画からの
継続課題

- ▼若い世代が活動するフォロー体制（情報提供、橋渡し、体験の場）が十分ではない（子ども・子育て分野）



(4) 情報発信・情報共有

人と人、人と場がつながる際に不可欠なのが情報です。地域福祉活動に関係する情報の共有、周知はもちろん、意識啓発、社協活動の周知が継続的に必要です。的確に伝わるための工夫も必要です。

今回
見つけた
声

- ▼避難行動要支援者名簿があっても支援できる体制があるとは思えない（障がい者分野）
- ▼必要な人に必要な情報が伝わっていない（子ども・子育て分野）
- ▼子どもたちが、地域福祉に関して考える機会が少ない（子ども・子育て分野）

第2次
活動計画からの
継続課題

- ▼地区社協の活動内容がわかりにくい、イメージしにくい（地域福祉分野）

(5) 地域での生活支援

いつまでもいきいきと暮らせる場を作るには、身近な地域での相談、災害時の支援、日常生活の支援、生活困窮への支援などの支援体制も意識した地域づくりが必要です。

今回 見つけた 声

- ▼転勤族や、核家族化で身近な相談相手がない人が多い（子ども・子育て分野）
- ▼災害発生後に予測される問題や課題についての勉強会が必要である（高齢者分野）
- ▼買い物難民が増えている（高齢者分野）
- ▼貧困、独居、介護など複合的な課題を抱えている家族が増えていて、支援が困難になっている（高齢者分野）

第2次 活動計画からの 継続課題

- ▼防災について、防災組織と地域福祉関係者と自治組織の一体化が図られていない（地域福祉分野）



第3章

第3次地域福祉活動計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念と基本目標

□ 基本理念

力を合わせて地域福祉で安心して暮らせるまちづくり

この計画では、第2次活動計画を受け継ぎ、子どもから高齢者まで年齢や障がいのあるなし、性別等の違いにかかわらず、誰もが安心して暮らし続けられるように、持てる力を発揮し、共に支え合いながら、住み慣れた地域で普段の暮らしの幸せを協働で作っていくことができるまちづくりを目指しています。

□ 3つの基本目標

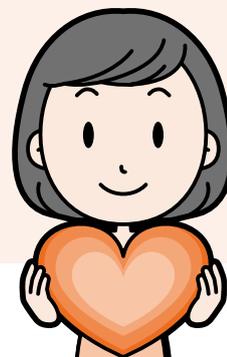
基本理念を実現するため、次の基本目標を設定し、地域福祉活動に取り組みます。

1 ひとづくり

①見つける ②育てる ③活かす

地域には、多種多様な生活の困りごとを持つ人々がいます。お互いの違いを認め合い、共に暮らしていくためには、地域で生活をするすべての住民の一人ひとりが人を思いやり、地域の課題に関心を持ち、自分のこととして捉え、地域の一員として自らが担い手であるという自覚を持つことも必要です。

幅広い層の住民や団体など多様な地域福祉活動の担い手から自発的な参加を促すため、地域福祉に対する理解普及や地域福祉活動に取り組もうとする人への支援によって「ひとづくり」に取り組みます。



2 つながりづくり ①出会う ②ふれあう ③響きあう

かつては、隣近所での井戸端会議や子どもが隣近所へ出入りしている姿を見かけることもありましたが、最近では近隣同士のふれあいや交流の場が減ってきています。このような場が減少することで、近所付き合いが希薄化し、地域で支え合う力が弱くなってきています。

幅広い層の住民や団体などが出会い、地域全体で支え合う関係の中で、地域に根ざした人と人との「つながり」を大切にしていきます。

3 まちづくり ①広める ②支える ③高める

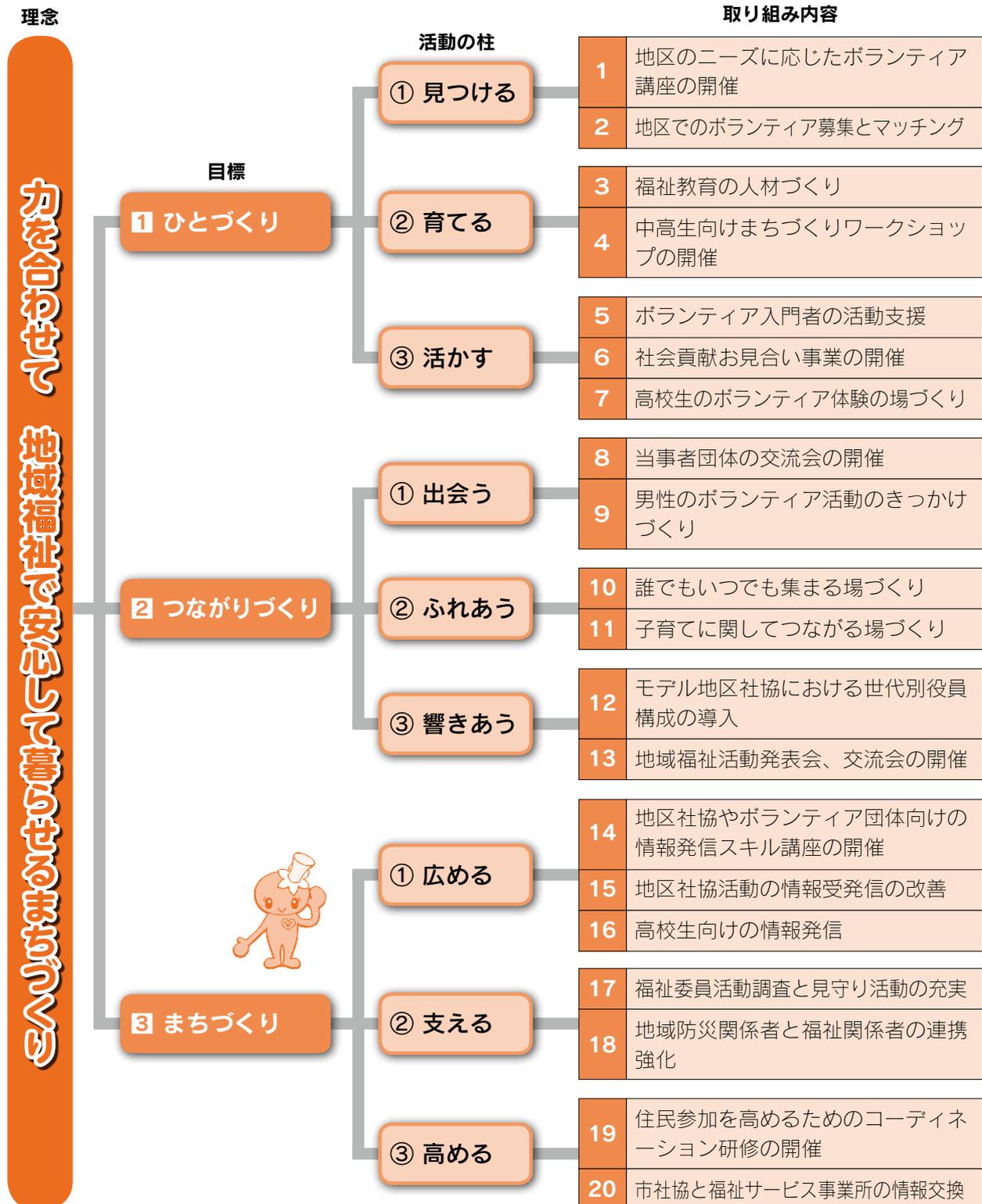
現在も多くの民生児童委員協議会や地区社協、ボランティア団体、福祉サービス事業所などが地域福祉活動に取り組んでいます。しかし、取り組むべき生活の困りごとが多様化、複雑化していることに加え、地域の中での支え合う力が弱くなってきているため、十分な活動が行えていない状況も生まれています。

地域福祉活動に取り組む人や団体のそれぞれの活動の特徴を活かし、お互いに協力し合いながら、住民の一人ひとりが安心して暮らせる「まちづくり」につなげていきます。



2 計画の体系

基本理念を実現するため、3つの基本目標のもと、それぞれの目標ごとに活動の柱と取り組み内容を定めました。



第4章

活動の柱と取り組み



目標
1

ひとづくり

活動の柱 1

見つける

□ 現状と課題

高齢化率が高くなり、人口が減る中で、地域で地域福祉活動に関わる人とその後継者が不足しています。福井市は、市街地から、山間部や海岸部と、多様な地理的条件、歴史的経緯の異なる地域があり、49地区社協が求める人材はさまざまで、それぞれの地区に応じた人材発掘が求められています。

□ 5年後の目標

地区社協役員だけでなく、地域のさまざまな住民がボランティアとして、多様な地域福祉活動に参画している、また、参画できる地域を作ります。

取り組み1 地区のニーズに応じたボランティア講座の開催

それぞれの地区が求める人材発掘をするために、地区のニーズに応じたボランティア講座を地区単位またはブロック単位で開催します。内容については、技術を学ぶ講座、意識を高める講座、入門講座など地区社協の希望に基づいて、企画し開催します。

ねらい 地区社協の担い手不足解消の一助

市社協と共に関わる人 地区社協

取り組み2 地区でのボランティア募集とマッチング

地区ごとのニーズに応じたボランティア募集を行い、地区活動の事業に参加してもらうよう呼びかけ、少なから何かしたい、潜在的に何かしたいと思っている人を取り込んでいきます。自分が住む地区以外でボランティア活動をしたい、という人に対応するため、募集の広報範囲は市内全域とします。

ねらい 潜在的に何かしたいと思っている人の発掘と、地区活動への参加促進

市社協と共に関わる人 地区社協



目標
1

ひとづくり

活動の柱2

育てる

□ 現状と課題

地域福祉活動を支える次世代の人材を育てるために、小中学校をはじめとした学校や地域の場で、福祉教育の推進が行われています。しかし、学校や地域で福祉の視点や方法を伝える講師として協力している障がい当事者が高齢化しており、新しい人材の発掘と育成が求められています。同時に、この福祉教育を幅広く推進していくため、福祉体験学習をサポートする人材も必要となっています。

また、福祉のひとづくりには、自分が暮らす地域の中で「共に生きる力」を育み、自分が住む地域の福祉について理解を深め、自分たちに何ができるかを子どもたち自身が考える機会を設けることも重要となっています。

□ 5年後の目標

福祉教育の講師、福祉学習サポーターをそれぞれ5人以上増やします。

取り組み3 福祉教育の人材づくり

福祉教育の推進に協力してもらえる若い障がい当事者を発掘し、長年福祉教育に関わっているベテランの障がい当事者から福祉教育の目的やあり方、ノウハウを学んでもらう機会を設けます。それによって、新しい福祉教育の講師を育成します。

広く希望者を募り、福祉教育のプログラム内容や福祉体験の指導方法を学んでもらい、福祉教育のサポーターを養成し、福祉教育現場での支援を手厚くします。

ねらい 福祉教育に携わる人を増やすことによる福祉教育の推進

市社協と共に関わる人 当事者団体、障がい当事者

取り組み4 中高生向けまちづくりワークショップの開催

中高生が、自分たちが住む地域の福祉について理解を深め、自分たちに何ができるかを考える機会を設けます。年度ごとに開催ブロック（ブロック地区社協単位）を決め、ブロック内の中学校、高校の代表を対象に開催します。

ねらい 次世代の福祉を支える人の育成支援

市社協と共に関わる人 地区社協、市内中学校及び高校



目標
1

ひとづくり

活動の柱3

活かす

□ 現状と課題

近年、企業のボランティア活動が盛んになっていますが、企業側が求める活動と企業に求められる活動にミスマッチが生じることも少なくありません。また、何かしたいとの思いから、ボランティア養成講座などを受講しても、その後の活動につながっていないということも多いようです。

そこで、様々な世代や立場、企業、機関の方が、ボランティア活動に主体的に参加できる機会と出会いを作り、多くの市民が、ボランティア活動、地域活動に参画できる環境整備を行うことが必要となっています。

□ 5年後の目標

地域福祉活動者を増やします。

取り組み5 ボランティア入門者の活動支援

市内各種の入門講座、啓発的な研修受講者に対し、活動に結びつくコーディネートを行い、地域福祉活動につなげていきます。併せて、気持ちはあるけれど、何かきっかけがないと動き出せない人の活動のきっかけづくりを行います。

ねらい 潜在的な活動希望者を実際の活動につなぐ

市社協と共に関わる人 関係機関

取り組み6 社会貢献お見合い事業の開催

社会や地域への貢献を考える企業と、企業の応援をもらいたい地域や団体との、出会いの場を提供し、つながりを支援します。

ねらい 潜在的なボランティア活動者の発掘をし、企業と地域や団体がお互いの特徴を活かして協働することで、新たな地域福祉活動を生み出す

市社協と共に関わる人 企業、団体、地区社協

取り組み7 高校生のボランティア体験の場づくり

若い世代のボランティア参加を促進するため、高校生向けのボランティア体験を開催します。高校生が、個人でも、友達同士でも、参加しやすい身近な仕掛けを作ります。

ねらい 高校生の学びや体験から、キャリアを形成し、地域に貢献できる人材を育成

市社協と共に関わる人 市内高校、地区社協、施設関係者



目標
2

つながりづくり

活動の柱1

出会う

□ 現状と課題

当事者団体は、横のつながりが薄く、他の団体との連携、協力を求めています。出会う機会があまりありません。お互いが情報交換し、活動を高め、広めていくことは、賛同者や会員の増加にもつながっていきます。

また、男性シニア層の活躍する場がないと言われる一方で、地域福祉活動に関わる人材不足が見受けられます。このような意欲と活動の場のミスマッチを解消するには、男性が地域活動と出会う機会を提供することも方策のひとつと考えられます。

□ 5年後の目標

当事者団体の交流、男性ボランティアの参画から、人と人がつながり、新しい取り組みが地域で生まれるようにします。

取り組み8 当事者団体の交流会の開催

ボランティア団体、障がい者の当事者団体、介護者家族の会、子育てサークル等当事者団体同士の交流会を開催します。お互いの団体の存在や活動内容を知り、つながることで、それぞれの活動を発展させていくように支援していきます。

ねらい 当事者団体の活動の発展を促進

市社協と共に関わる人 当事者団体、関係機関

取り組み9 男性のボランティア活動のきっかけづくり

男性に対し、福祉に限らず幅広い分野の地域活動を紹介し、地区社協活動にもつなげていけるよう働きかけます。特に、アクティブシニアの個々のニーズに応じた活動支援をしていきます。

ねらい 男性ボランティアの地域福祉活動参加促進

市社協と共に関わる人 地区社協、団体



目標
2

つながりづくり

活動の柱2

ふれあう

□ 現状と課題

現在ある集う場は、高齢者や障がい者等の分野別や、文化やスポーツ教室等の目的別のものが多いため、誰もが気軽に集まることのできるふれあいの場所が求められています。

子育てにおいては、様々な機関が支援を展開し、開催場所も増えていますが、土日開催の場所はまだまだ少ないのが現状です。普段はあまり子育て支援の場に参加できない親子や、障がいのある親子など、誰でも出かけることができる場を作り、気軽に相談や交流ができることが必要です。

□ 5年後の目標

誰もが集える場を作り、情報提供と環境づくり、社会資源への橋渡しができるようにします。

取り組み10 誰でもいつでも集まる場づくり

住民誰もが利用できる、出会いの場として、日頃の生活や趣味など、さまざまなテーマで語り合い、心地よい距離感を保ちながら、時に支えあい、時につながりあう居場所を設けます。現在行っている「中央いきいきサロン」(注記4)を発展させた形としていきます。

ねらい さまざまな市民のつながりづくり

市社協と共に関わる人 協力者

(注記4) 中央いきいきサロン

毎週金曜日の13時から16時までボランティアルームで開催している出入り自由の交流の場。対象は、年齢、性別、障がいの有無を問わず、誰でも。ボランティアの協力を得て、誰でも参加できる。書道、絵手紙、折り紙、体操他を随時自由参加で行っている。

取り組み11 子育てに関してつながる場づくり

子育てに関する活動者同士のつながりや交流できる機会を提供し、お互いの活動内容や役割を確認し、さらなる発展を支援します。

また、子育てに関する活動団体の情報収集をし、子育て中の方や子育て支援活動団体に対して情報提供をします。公的な情報に限らずさまざまな情報収集を行い、結婚や転勤により、国内外から市内に転居された方やひとり親家庭などに対して、個別の相談にも対応できるようにします。

ねらい 子育てに役立つ情報提供と、子育てに関する活動の幅が広がるよう、新たな取り組みをサポートする体制を強化

市社協と共に関わる人 団体



目標
2

つながりづくり

活動の柱3

響きあう

□ 現状と課題

市内の多くの地区では、地域福祉に関わる人が高齢化し、若い人材が不足し、世代交代がスムーズに進んでいません。各種の事業を行っていますが、若い世代の参加は少なく、地域福祉に対する関心の低さも否めません。若い世代の参画を促進するために、新しいつながりを作る取り組みが必要となっています。

また地域福祉活動を行う団体は、他の団体と連携、協力する機会が少なく、活動がマンネリ化しがちです。互いの活動を学び合い、つながり合い、活動を発展させていく取り組みが必要です。

□ 5年後の目標

地区社協組織の活性化を目指します。

取り組み12 モデル地区社協における世代別役員構成の導入

モデル地区を選び、地区社協組織の役員構成を見直し、若い世代を役員として取り込む工夫をします。地区内の若者との接点をつくることによって、若者の意見を取り入れながら、若者の参画を増やしていく取り組みを行います。

ねらい 若い世代の地域福祉活動への参画

市社協と共に関わる人 地区社協、若い世代

取り組み13 地域福祉活動発表会、交流会の開催

地域福祉活動を行う団体の対外的な活動発表会、交流会を開催します。発表者は自団体の強みや弱みを自覚し、参加者は違いを理解することによって、お互いの連携をスムーズにし、活動を発展させていきます。発表、交流を通して、新しいつながりを作っていきます。

ねらい 若地域住民に対する地域福祉活動の理解を進め、地域福祉団体の活動を強化
市社協と共に関わる人 団体、企業



目標
3

まちづくり

活動の柱1

広める

□ 現状と課題

日常生活を支える見守り活動が中心となる地区社協活動は、住民に対して活動が見えにくく、理解してもらいにくい面があります。高齢者対象の事業が多く、事務所などの拠点がなく、活動内容が十分に周知されていません。同様にボランティア団体なども、会員の高齢化や減少で、広報面に課題を抱えています。

また、若い世代においては、中学校、高校と年齢が上がるにつれ、地域活動やボランティア活動に参加する機会が少なく、広報が行き届いていない現状があります。

□ 5年後の目標

各団体が様々な広報媒体から、情報発信を行え、地域福祉活動の理解、周知を広めていくことによって、幅広い世代の参画を促すことができるようにします。

取り組み14 地区社協やボランティア団体向けの 情報発信スキル講座の開催

地区社協やボランティア団体に対し、広報紙、ホームページ、SNS等多様な情報発信のスキル講座を希望に応じ開催し、広く活動の周知を行えるように支援します。

ねらい 地域福祉活動の幅広い周知と広報の改善
市社協と共に関わる人 地区社協、ボランティア団体、当事者団体

取り組み15 地区社協活動の情報受発信の改善

地区社協活動の情報受発信に関する方法改善を地区社協関係者と共に検討し、スムーズに対応できるように取り組みます。市社協のホームページに地区社協専用のサイトを作ることなどを検討し、現在紙媒体で行っている情報のやりとりを、他の手段でも行えるように取り組んでいきます。

ねらい 地区社協活動の事務負担軽減と情報の迅速化

市社協と共に関わる人 地区社協

取り組み16 高校生向けの情報発信

市内の高校に地域福祉活動に関する情報、例えばボランティア情報や、ボランティア活動に関する壁新聞などを送付して、高校生に対する情報の発信と啓発を図ります。

ねらい 高校生のボランティア活動の啓発と促進

市社協と共に関わる人 市内の高校



目標
3

まちづくり

活動の柱2

支える

□ 現状と課題

近隣住民による見守り、支え合いを推進していくため、福祉委員が昭和62年から地区社協単位で自治会毎に設置され、平成28年10月現在1,627名の福祉委員がいます。しかし、地域における活動の実態は、委員により差が生じており、意識啓発も含めて活動を支えていく必要があります。

また、大きな被害を伴う災害が多発している昨今、万が一の時に支え合う体制を確立し、災害に強いまちづくりを進めるには、日頃の地域でのかわり、見守りが重要であると共に、防災、福祉、当事者等、関係機関の連携も必要不可欠となっています。

□ 5年後の目標

福祉委員活動の充実により、人と人とのつながりが強まり、災害時にも適切な支援体制が取れるようにします。

取り組み17 福祉委員活動調査と見守り活動の充実

福祉委員に見守りの有無、対象、頻度などの調査を行い、見守り活動が不十分な場合、その改善方法を地区社協と共に考え、福祉委員活動の強化に取り組んでいきます。

ねらい 福祉委員による見守り活動の強化

市社協と共に関わる人 地区社協

取り組み18 地域防災関係者と福祉関係者の連携強化

地域の中で、地域防災関係者、地域福祉関係者、当事者の3者が防災に関する意識に相違があるため、お互いが誰かがやってくれるだろう、と「待ち」のスタンスになりがちな面があります。この状況を打破し、全体の地域防災の底上げを図るため、地域防災関係者と障がい当事者との懇談会や、障がい当事者対象の防災講座を行います。

ねらい 災害時の適切な避難と支援に対する意識向上

市社協と共に関わる人 地域防災関係者、地区社協、障がい当事者



目標
3

まちづくり

活動の柱3

高める

□ 現状と課題

孤立や虐待など多様な福祉課題の解決には、サービスや制度だけではなく、他者に助けを求め、快くサポートを自らが受け止める「受援力」を高めることが重要になっています。しかし多くの地域では、助けてと言える、SOSの出しやすい環境には至っていません。住民参加の推進で助けあいのまちづくりを進めるためには、各関係機関、団体等とネットワークづくりを推進し、地域で助け上手と助けられ上手を作る仕掛けをしていく必要があります。

□ 5年後の目標

地域の課題解決のために、住民の中で調整力のある人材を作り、SOSの声が出しやすい地域を作ります。

取り組み19 住民参加を高めるためのコーディネーション研修の開催

地域福祉活動に関わる人や団体が、お互いの立場を理解したうえで、つながり合いや支え合いの質を高めていくコーディネーション（注記5）の手法を学ぶ研修を行います。

ねらい 地域福祉に関わる人の増加と意識向上、声の出しやすい環境づくり

市社協と共に関わる人 地区社協、団体、企業

取り組み20 市社協と福祉サービス事業所の情報交換

住民参加の推進と、地域福祉でのまちづくりを進めるため、中間支援組織として、市社協が福祉サービス事業所と情報交換の場を設け、顔の見えるより良い関係づくりの一助としていきます。事業所の地域に対するニーズを把握し、地域活動に活かせるよう、地区社協や関係機関に働きかけ、支援につなげていきます。

ねらい 福祉サービス事業所の地域貢献の促進

市社協と共に関わる人 地区社協、福祉サービス事業所



（注記5）コーディネーション

立場や状況が異なる人々や組織の間に新たなつながりを作り、対等性を考慮しながら調和・調整すること。特に地域福祉活動の場合、どちらか一方の都合や条件・考えを押しつけるのではなく、当事者双方の自己決定権を尊重したうえでつなげていくことが大事である。

第5章

計画の推進体制

1 計画の進行管理

第3次活動計画に関わる人や団体と協働・連携して推進していきます。計画の実効性を高め確実に実施していくためには、適切に進行管理する体制が必要です。本計画の進行管理体制として、「地域福祉活動推進会議」を設け、第三者の意見をふまえて計画を進めていきます。

2 計画の評価

進行管理、評価にあたっては、P D C Aサイクルを活用し、本計画に基づく基本目標の推進状況や達成度を定期的に把握・評価します。必要に応じて適宜見直しなどを行い、本計画の着実な推進に努め、計画した活動以外にも、状況の変化に応じて対応し取り組みます。

進行管理、評価の流れ



〈地域福祉を実践する人〉 市民・地区社協・地域福祉関係者・行政・市社協など

地域福祉活動推進会議

開催回数 年1回

内 容 活動計画の推進状況をふまえ、意見・助言・評価を行い、今後の改善につなげていく。

構成メンバー 市民・地区社協・地域福祉関係者・行政など

資料編

第3次福井市地域福祉活動計画 策定の経過

年 月	事 業	内 容
平成28年 4月26日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付式 ・委員長、副委員長の選出 ・第2次計画総括報告 ・第3次地域福祉活動計画策定の趣旨について ・第3次地域福祉活動計画策定にあたって検討が必要な課題及びニーズについて ・今後のスケジュール
5月6～ 20日	地区社協課題解決 ミーティング	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協ごとの地域課題のヒアリング ※7地区社協(木田、日之出、上文殊、麻生津、中藤島、安居、大安寺)
5月18日～ 31日	関係機関団体ヒアリングシート配布（主任児童委員対象）	<ul style="list-style-type: none"> ・主任児童委員の活動で把握している子育てに関する地域課題及びニーズのヒアリング
6月6日～ 27日	関係機関団体ヒアリングシート配布 （子育て支援センター対象）	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターで把握している子育てに関する地域課題及びニーズのヒアリング
6月16日	地区社協課題解決 ミーティング	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協ごとの地域課題のヒアリング ※1地区社協（和田）
6月22日	関係機関団体懇談会 （子ども・子育て 分野）	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する地域課題及びニーズ
6月29日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次地域福祉活動計画策定スケジュールについて ・検討が必要な課題及びニーズについて（子ども・子育て、地域福祉分野）
7月3日～ 19日	関係機関団体ヒアリングシート配布（保健衛生推進員対象）	<ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生推進委員の活動で把握している子育て等に関する地域課題及びニーズのヒアリング

7月5日	関係機関団体懇談会 (児童館対象)	<ul style="list-style-type: none"> 児童館で把握している子育てに関する地域課題及びニーズのヒアリング ※児童厚生員連絡会にてワークショップ
7月6日～ 27日	地区社協課題解決 ミーティング	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協ごとの地域課題のヒアリング ※4地区社協 (足羽、清明、清水南、本郷)
7月8日～ 29日	関係機関団体ヒアリングシート配布 (ボランティア推進委員会対象)	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動に関する地域課題及びニーズのヒアリング
7月15日～ 29日	関係機関団体ヒアリングシート配布 (地域包括支援センター対象)	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターで把握している高齢者に関する地域課題及びニーズのヒアリング
7月17日	関係機関団体ヒアリングシート配布 (福井市聴覚障害者福祉協会学習会)	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障がい者の生活に関する地域課題及びニーズのヒアリング
7月29日	関係機関団体懇談会 (障がい者分野・昼夜2部制)	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の生活に関する地域課題及びニーズ
8月2日～ 5日	地区社協課題解決 ミーティング	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協ごとの地域課題のヒアリング ※4地区社協 (日新、岡保、明新、酒生)
8月8日	関係機関団体懇談会 (高齢者分野)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の生活に関する地域課題及びニーズ
8月26日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 課題及びニーズのまとめについて (高齢者、障がい者分野も含めたまとめ) 取り組み案について
9月30日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3次地域福祉活動計画の体系について (基本理念、目標、活動の柱) 取り組みの内容 もくじ
10月27日	第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3次地域福祉活動計画案について
11月14日～ 30日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> 意見提出者数 16人 意見件数 38件
平成29年 1月6日	第6回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント結果報告 第3次地域福祉活動計画最終案について 取り組みスケジュール

課題及びニーズの引用調査、協力団体

(1) 既存の調査

- 福井市民意識調査（平成24～27年度 市民サービス推進課）
- 第3次福井市障がい者福祉基本計画及び第4次福井市障がい福祉計画に係る「アンケート調査」（平成25年度 市障がい福祉課）
- 福井市子ども・子育て支援事業計画に係る「少子化・子育てに関する福井市民意識調査、平成25年度」（市子ども福祉課・子育て支援室）
- オアシスプラン2015に係る「高齢者に対するアンケート調査（日常生活圏域に関するニーズ調査）」（平成26年度 市地域包括ケア推進課）
- 福祉委員活動実態調査（平成26～27年度 市社協）
- 地区社協組織体制調査（平成26年度 市社協）
- 民生委員活動実態調査（平成27年度 市地域福祉課）
- 地域福祉計画市民アンケート調査（平成27年度 市地域福祉課）

(2) 関係機関・団体懇談会等

分野	対象	方法
高齢者	かたらい会（福井市介護者家族の会） 男性介護者のつどい 認知症の人と家族の会 福井県支部 ほや座くらぶ（若年性認知症の人と家族の会）	懇談会
	地域包括支援センター	ヒアリングシート
障がい者	精神障害者家族の会あすわ会 自立生活センターコム・サポートプロジェクト にこにこクラブSUNFISH 日本ALS協会福井支部 福井県高次脳機能障害支援センター 福井市身体障害者連合会 福井たんぼぼの会（全国LD親の会福井県支部） 福祉教育の講師	懇談会
	福井市聴覚障害者福祉協会学習会	ヒアリングシート

子ども・子育て	おもちゃ箱の会 子どもいきいきプロジェクト ふおーまま倶楽部 福井芸術・文化フォーラム 福井県子どもNPOセンター 福井市自然体験交流推進協議会	懇談会
	児童館（児童厚生員）	懇談会
	主任児童委員	ヒアリングシート
	子育て支援センター	ヒアリングシート
	保健衛生推進員	ヒアリングシート
地域福祉	木田、足羽、日之出、日新、清明、麻生津、和田、岡保、中藤島、明新、安居、清水南、大安寺、本郷、酒生、上文殊の16地区社協	地区社協課題解決ミーティング
	ボランティア活動推進委員会	ヒアリングシート



第3次福井市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人福井市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は福井市における、これからの地域福祉活動のあり方を検討するため、第3次地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、福井市社会福祉協議会第3次地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は次の各号に掲げる者の中から、社協会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉協議会関係者
- (3) 介護サービス事業者
- (4) 社会福祉団体及び関係団体代表者
- (5) ボランティア、NPO関係者
- (6) 関係行政機関
- (7) その他会長が必要と認めるもの

3 委員の任期は委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

4 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を1名置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務をつとめる。

(検討事項)

第4条 委員会は、次に掲げる各号の事項を検討する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) その他計画案の策定に関して必要なこと。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がないと会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を求めることができる。

(成果の報告)

第7条 委員長は、委員会の任務が完了したとき、その成果を速やかに社協会長に報告しなければならない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、社協内に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会において協議し、決定する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第3次福井市地域福祉活動計画策定委員名簿

(敬称略)

選出区分	所 属	役 職	氏 名
学識経験者	福井県立大学看護福祉学部	教 授	◎奥西 栄介
社会福祉協議 会関係者	福井県社会福祉協議会	事務局次長 (地域福祉)	金牧 裕美
	福井市地区社協連絡協議会	会 長	○松成 嘉實
	春山地区社会福祉協議会	会 長	近藤 輝彦
	明新地区社会福祉協議会	事務局長	藤原 武治
	清水東地区社会福祉協議会	会 長	河村三智夫
介護サービス 事業者	福井市介護サービス事業者連絡会	会 長	米田 尚
社会福祉団体 及び関係団体 代表者	福井市自治会連合会	会 長	奥村 清治
	福井市民生児童委員協議会連合会	理 事	大黒 裕實
	福井市身体障害者福祉連合会	会 長	埜田 俊一
	福井市老人クラブ連合会	副 会 長	重久 博子
	福井市公民館連絡協議会	副 会 長	藤井 一夫
ボランティア・ NPO関係者	福井市ボランティア連絡協議会	副 会 長	高畑 和子
	福井県子どもNPOセンター	理 事 長	斎藤 万世
その他	福井県立大学看護福祉学部	学 生	滝本 捺美
関係行政機関	福井市福祉保健部福祉事務所	所 長	齊藤 朱美

(平成29年1月6日現在)

◎=委員長 ○=副委員長